

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、県議会議員又は知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号のビラ並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 県議会議員及び知事の選挙における候補者（以下第6条及び第8条を除き「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、県議会議員又は知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 県議会議員及び知事の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p>

(ビラの作成の公営)

第6条 知事の選挙における候補者 (以下「知事候補者」という。) は、7円51銭に法第142条第11項のビラの作成枚数 (当該作成枚数が、同条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 県は、知事候補者 (前条の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額) に当該ビラの作成枚数 (当該知事候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該知事候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円51銭にビラの作成枚数 (当該作成枚数が、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 県は、候補者 (前条の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額) に当該ビラの作成枚数 (当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。